

「水道における PFOS 及び PFOA に関する調査の結果」の公表と岡垣町における PFOS 及び PFOA の対応状況について

1. はじめに

令和6年11月29日付で国土交通省（環境省同時発表）から「水道における PFOS 及び PFOA に関する調査の結果（水道事業及び水道用水供給事業分）」が公表されました。本町においては、その濃度について令和2年度に国が定めた暫定目標値の範囲内に収まるよう適切に管理を行ってきました。今回、調査結果の公表に合わせ、本町での検査結果や対応について報告します。

なお、今後の水質検査結果及び対応状況につきましては、適宜報告します。

2. PFOS 及び PFOA の暫定目標値とは

- 厚生労働省は、令和2年4月1日から PFOS 及び PFOA について、水道水における水質管理目標設定項目に追加し、水道水における暫定目標値（暫定指針値）を1リットルあたり50ナノグラム（50ng/L、PFOS と PFOA の合計値）に定めた。これは、**体重 50 kgの人が、水を一生涯にわたって毎日2リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準**を基に設定されたもの。
- 環境省においても、令和2年5月28日、PFOS 及び PFOA を人の健康の保護に関する要監視項目に位置づけ、公共用水域及び地下水での暫定目標値を50ng/L以下（PFOS 及び PFOA の合計値）に設定した。

3. 本町におけるこれまでの対応状況

（1）水道事業での対応状況

- 国における動きを受け、令和2年度に北九州市からの用水を除くすべての原水、水道水において検査を実施。
- その結果、糠塚水源の3号井戸においては、国の暫定目標値を超える PFOS 及び PFOA の値であったものの、水道水では国の暫定目標値を下回る値であった。
- この結果を受け、水道水の PFOS 及び PFOA の値がより低下するよう、糠塚水源3号井戸の取水時間短縮により取水量の調整を行っている。
- 現在は、糠塚水源では年2回、水道水では毎月、PFOS 及び PFOA 含有量について水質検査を実施するとともに、必要に応じて取水量の調整等により暫定目標値を超えないよう、水道水の水質の管理を行っている。

（2）公共用水域及び飲用井戸での対応状況

①公共用水域

- 福岡県が水質汚濁防止法第15条に基づき、県内の公共用水域（河川、海域湖沼）において、水質測定を行っている。
- 岡垣町内では、矢矧川と汐入川において水質測定がなされており、両河川ともにPFOS及びPFOAが確認されている。

【令和4年度公共用水域水質測定結果（抜粋）】

河川名	地点	PFOS (ng/l)	PFOA (ng/l)	PFOS+PFOA (ng/l)	暫定目標値 PFOS+PFOA (ng/l)
矢矧川	矢矧橋	2.8	4.2	7	50以下
汐入川	汐入川橋	2.9	5.5	8	50以下

②飲用井戸

- 個人所有の井戸については、個人による維持管理がなされているところであり、町としてPFOS及びPFOAの検査状況の把握は行っていない。
- 水道水源井戸におけるPFOS及びPFOAへの対応については、国の「飲用井戸衛生対策要領」に基づき、宗像・遠賀保健福祉環境事務所（以下「保健所」という）が主体となり本町住民環境課・上下水道課と協力して対応。
- 具体的には、令和6年5月に糠塚水源3号井戸から半径500m以内の井戸所有者に対し保健所（本町職員帯同）による面会及び電話連絡で、PFOS及びPFOAの説明等を行い、飲用として利用しないことや水質検査の必要性などを説明した。

4. 今後の国の動向について

現在の暫定目標値を、水道法で定める水質基準値に格上げされる方向で議論が進められている。

5. 今後の町の対応について

（1）水道事業における今後の対応について

- PFOS及びPFOAの含有量については、引き続き、毎月水道水におけるPFOS及びPFOAの検査及び、糠塚水源は少なくとも年に4回、その他の水源については年に2回PFOS及びPFOAの検査を実施し、必要に応じて糠塚水源

の取水量の調整等を行いながら、水道水の安全を確保する。

○PFOS 及び PFOA の対策法として活性炭による処理法が有効とされているため、その除去設備の設置等についての検討中。

(2) 公共用水域及び飲用井戸での今後の対応について

①公共用水域

引き続き県による水質検査の状況を把握し、県と連携を図り対応していく。

②飲用井戸

引き続き国の「飲用井戸衛生対策要領」に基づき、主体となる保健所の対応に協力していく。

(参考：PFOS、PFOA とは)

- 有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があるとされている。
- 有機フッ素化合物は、独特の性質(水や油をはじく、熱に強い、薬品に強い、光を吸収しない等)を持ち、撥水剤、表面処理剤、乳化剤、消火剤、コーティング剤等に用いられてきた化学物質である。
- 特にペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とペルフルオロオクタン酸(PFOA)は、環境中で分解されにくく、蓄積性があることから、国内外において製造、使用等が規制されている。

糠塚水源のPFOS及びPFOAの水質検査結果

単位 ng/L

採水日	1号井戸 (旧)	1号井戸 (新)	2号井戸	3号井戸	水道水	備考	
R2.11	11		47	360			
R3.2					45	6か月間、3号井戸の取水の停止 その後運転時間を18時間に短縮して再開	
R3.10					20		
R4.10					23		
R5.4		5未満	21	320			
R5.10		12	27	390	33	3号井戸の運転時間を12時間に短縮 3号井戸の取水量 約235m ³ /日	
R5.11					22	3号井戸の運転時間を9時間に短縮 3号井戸の取水量 約175m ³ /日	
R5.12					13		
R6.2					13		
R6.3					16		
R6.4		5未満	130	200	23		水道水はR6.3.29に採水
R6.5					14		
R6.6					17		
R6.7					14		3号井戸の運転時間を12時間に延長 3号井戸の取水量 約235m ³ /日
R6.8					16		
R6.9					17		
R6.10					17		PFOS 17ng/L PFOA 5ng/L未満

暫定目標値 50ng/L以下 (定量下限値は、目標値の10分の1に設定している)

糠塚水源1号井戸は、令和4年度に掘り替えを実施している。

糠塚水源 計画取水量1,550m³/日 実取水量 約1,400m³/日

糠塚水源以外の水源でのPFOS及びPFOAの水質検査結果

水源名	黒山	吉木	浄水場内	高倉	八反田
水質検査結果 (ng/L)	nd	nd	5	nd	10
計画取水量 (m ³)	2,500	850	1,800	600	2,450

※nd : 定量下限値未満 (5ng/L未満)

※令和2年度の測定結果

位置図

糠塚水源の各井戸の位置と有機フッ素化合物
(PFOS・PFOA)の水質検査結果

水道水

R6. 4 23ng/L

R6. 10 17ng/L

糠塚水源 2号井戸

(芦屋基地内)

R5. 10 27ng/L

R6. 4 130ng/L

糠塚水源 3号井戸

R5. 10 390ng/L

R6. 4 200ng/L

糠塚水源 1号井戸

R5. 10 12ng/L

R6. 4 5ng/L 未満

国の暫定目標値、環境・水道水とも 50ng/L 以下

0 100m

5

1/2500

同時発表：環境省

令和6年11月29日
水管理・国土保全局水道事業課
(上下水道審議官グループ)

水道における PFOS 及び PFOA に関する調査の結果について (水道事業及び水道用水供給事業分)

国土交通省と環境省が共同で実施した「水道における PFOS 及び PFOA に関する調査」のうち、水道事業及び水道用水供給事業^{※1}の結果について取りまとめたので公表します。

1. 国土交通省と環境省が共同で実施した「水道における PFOS 及び PFOA に関する調査」のうち、水道事業及び水道用水供給事業の令和2年度から令和6年度（令和6年度は9月30日時点）までの結果について取りまとめたので公表します。
2. 調査の結果、PFOS 及び PFOA の水質検査を実施した事業の数は毎年増加しており、令和2年度から6年度までに検査を行ったことがある事業数は2,227事業でした。
3. 検査の結果、暫定目標値^{※2}を超過した事業は、令和2年度は11事業ありましたが、年々減少し、令和5年度は3事業、令和6年度（9月30日時点）は0事業でした。なお、令和5年度までのいずれかで暫定目標値を超過した全14事業において、最新の検査結果では、全て暫定目標値を下回っています。
4. 我が国の水道の給水人口に対し、今回の調査において、暫定目標値以下の水質の水道水が確認されている給水人口の割合は98.2%^{※3}でした。
5. 国土交通省としては、水道において PFOS 及び PFOA の暫定目標値の超過が確認された場合は、引き続き、環境省と連携し、水道事業者等により適切な対応が速やかに図られるよう取り組んでまいります。また、専用水道^{※4}の回答結果については、現在集計中のため、取りまとめ次第公表する予定です。

※1 水道事業、水道用水供給事業：

水道法第3条第2項に規定する水道事業、同条第4項に規定する水道用水供給事業。いずれも、水道法に基づく国土交通大臣又は都道府県知事の認可が必要であり、主に市町村・都道府県により経営されている。

※2 PFOS 及び PFOA の暫定目標値：

令和2年度に水質管理目標設定項目に位置づけ、暫定目標値として、PFOS 及び PFOA の合算で50ng/Lを設定。体重50kgの人が水を一生にわたって毎日2リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定されたもの。

※3 残り1.8%は、今回の調査において、検査未実施、未回答の水道事業（受水元の水道用水供給事業の検査結果が暫定目標値以下の事業は除く）のほか、専用水道による給水人口が含まれる。

※4 専用水道：

水道法第3条第6項に規定する自家用水道等

【添付資料】

（別添）水道における PFOS 及び PFOA に関する調査の結果について
（水道事業及び水道用水供給事業分）

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/%20mizukokudo_watersupply_tk_000001_00045.html

【問い合わせ先】

＜水道事業者等の対応に関すること＞

国土交通省 水管理・国土保全局 水道事業課（上下水道審議官グループ）山口、渡部
代表：03-5253-8111（内34435）、直通：03-5253-8819

＜調査の結果に関すること＞

環境省 水・大気環境局 環境管理課 水道水質・衛生管理室 柳田、渡辺
代表：03-3581-3351、直通：03-5521-8300